別紙

改正後	改正前
第３　薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成２１年厚生労働省令第１０号）関係 Ⅰ　薬事法施行規則（昭和３６年厚生省令第１号）関係 ４　卸売販売業に関する事項 （１）　（略） ①～⑭　（略） ⑮　①から⑭に掲げるものに準ずるものであって販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの 厚生労働大臣が適当と認めるものは、具体的には次に掲げるものであること。 ア～エ　（略） オ　指定訪問看護事業者（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成９年法律１２３号）第４１条第１項に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）であって	第３　薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成２１年厚生労働省令第１０号）関係 Ⅰ　薬事法施行規則（昭和３６年厚生省令第１号）関係 ４　卸売販売業に関する事項 （１）　（略） ①～⑭　（略） ⑮　①から⑭に掲げるものに準ずるものであって販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの 厚生労働大臣が適当と認めるものは、具体的には次に掲げるものであること。 ア～エ　（略） オ　指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成９年法律１２３号）第４１条第１項に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）であ

	滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの 　指定訪問看護事業者で使用する医薬品は、滅菌消毒用医薬品のほか、医師の指示に基づき訪問看護を実施するため、臨時応急の処置や褥瘡予防・処置として必要な、グリセリン（浣腸用及び外用に限る。）、濃グリセリン（浣腸用に限る。）、白色ワセリン、オリブ油、生理食塩液、注射用水、精製水、等張性電解質輸液製剤及び低張性電解質輸液製剤（ただし、開始液及び脱水補水液に限る。）に限定されるものであり、これら以外のものは販売し、又は授与しないこと。ただし、等張性電解質輸液製剤及び低張性電解質輸液製剤（ただし、開始液及び脱水補水液に限る。）を販売する場合には、「指定訪問看護事業者における医薬品の取扱いについて」（令和７年 12 月 25 日付け医薬発 1225 第５号厚生労働省医薬局長通知）の記の第１に掲げる対応を行う指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業者であることを確認した上で行うこと。	って滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの 　指定訪問看護事業者等で使用する医薬品は、滅菌消毒用医薬品のほか、医師の指示に基づき訪問看護を実施するため、臨時応急の処置や褥瘡予防・処置として必要な、グリセリン（浣腸用及び外用に限る。）、濃グリセリン（浣腸用に限る。）、白色ワセリン、オリブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水に限定されるものであり、これら以外のものは販売し、又は授与しないこと。